

和光市建設工事における技術者の専任に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、和光市が発注する建設工事（以下「工事」という。）において、建設業法で定める主任技術者等の専任に係る必要な事項を定め、もって工事の適正な施工の確保を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領において適用される工事の範囲は、建設業法（以下「法」という。）第26条第3項の規定により、主任技術者等が工事現場ごとに専任で配置される工事とする。

(専任の主任技術者が兼務を行うことができる工事)

第3条 前条で定める工事と兼務可能となる対象の建設工事は、和光市が発注した建設工事、国又は和光市以外の地方公共団体が発注した建設工事の場合は工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事とする。

- 2 前条で定める工事と第1項において定める工事との工事現場の相互の間隔は10キロメートル程度の範囲内とする。
- 3 兼務可能となる対象の建設工事は法施行令27条第1項に規定される建設工事とする。
- 4 本条第1項の施工に当たり相互に調整を要する工事については、資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請負業者で施工する場合等を含むものとする。

(工事現場の相互の間隔)

第4条 前条第2項において定める工事現場の相互の間隔が10キロメートル程度とは、現場間の直線距離で10.0キロメートル以内のものとする。

(同一の主任技術者が兼務できる工事の数)

第5条 専任が必要な工事を含む同一の主任技術者が兼務できる工事の数は2件とする。ただし、法施行令27条第2項に規定される密接な関係のある2以上の建設工事を同一の場所で施工するものにあつてはこの限りではない。

(兼務を認める対象工事の明示)

第6条 第3条の兼務を認める対象工事を適用する場合には、入札公告又は、指名（見積）通知書等（以下、「入札公告等」という。）に記載し明示することを原則とする。また、第3条の条件を満たしている工事で、入札公告等に記載していない場合には、入札参加者又は、受注者からの質疑により、適用の有無を回答することとする。

(提出書類)

第7条 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、落札候補となった時点で発注者に次号に定める書類を提出するものとする。

一 専任を必要とする主任技術者の兼務届出書（様式1）

2 専任の主任技術者の兼務を希望する者は、既に主任技術者として配置されている建設工事の発注者に前項で定める書類の写しを提出するものとする。

（監理技術者への変更）

第8条 同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認める。

（同一の主任技術者等が2以上の工事を兼任できる場合）

第9条 当初請負契約を締結している建設工事に不随する随意契約建設工事については、入札公告等の記載に関係なく同一の主任技術者等が2以上の建設工事を兼務できるものとする。

2 専任の主任技術者等の兼務を希望する者は、次号で定める書類の写しを提出するものとする。

一 専任を必要とする主任技術者又は監理技術者の兼務届出書（様式2）

（適用除外）

第10条 専任の主任技術者の兼務を認めない工事は、次の各号とする。

一 発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した工事

二 和光市建設工事に係る共同企業体取扱要綱による工事

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年12月16日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年1月10日から適用する。

様式1 (和光市建設工事における技術者の専任に関する取扱要領)

専任を必要とする主任技術者の兼務届出書

令和 年 月 日

和光市長 へ

住所
受注者
氏名

下記のとおり、同一の専任の主任技術者が工事を兼務したいので届け出ます。

記

| 主任技術者氏名 | | | | |
|------------|--------------|---------------|----------------------------|-------------|
| 新たに配置する工事 | 専任・非専任の区分 | 専任 | 非専任 | ※どちらかに○をつける |
| | 工事名 | | | |
| | 工事場所 | | | |
| | 契約金額(税込) | | | |
| | 工期 | 令和 年 月 日から | 令和 年 月 日 | |
| | 現場代理人予定者 | ※現時点の予定者 | | |
| | 発注者 | ※公告等に記載してあるもの | | |
| | (工事担当課等) | | | |
| | (工事担当者、電話番号) | | | |
| 既に配置している工事 | 専任・非専任の区分 | 専任 | 非専任 | ※どちらかに○をつける |
| | 工事名 | | | |
| | 工事場所 | | | |
| | 契約金額(税込) | | | |
| | 工期 | 令和 年 月 日から | 令和 年 月 日 | |
| | 現場代理人 | | | |
| | 発注者 | | | |
| | (工事担当課等) | | | |
| | (工事担当者、電話番号) | | | |
| 兼務場所 | 距離 | . km | 縮尺 1 : ●●www●● (縮尺を記入すること) | |
| 別紙地図参照 | | | | |

注(1)本届出書は、契約締結前に提出してください。

(2)本届出書を提出する工事は、主任技術者が「専任する工事－専任する工事」及び「専任する工事－非専任の工事」の場合のみです。「非専任の工事－非専任の工事」は提出不要です。なお、「専任する工事－非専任の工事」の場合でも、兼務できる工事の数は2件です。

(3)既に配置している工事の発注者に、兼務することについて内諾を得て提出してください。

(4)本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容（官公庁以外の工事は契約書及び工事の内容）を提示してください。

(5)別紙にて地図を添付し、既に配置している工事と新たに配置する工事の場所を記載し、距離と縮尺を明記してください。

(6)既に配置している工事と新たに配置する工事が同一場所である場合の地図は不要です。~~あり、~~一枚内に「同一場所における兼務」と記載してください。

(7)本届出書を提出し発注者が確認をした後に、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出してください。

(8)同一の専任の主任技術者が兼務する工事において、やむを得ない事由により専任を要する監理技術者への途中変更が必要となった場合、主任技術者の途中交代を認めます。ただし、この場合においても、交代前後における技術者の技術力が同等以上に確保される等、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められるものに限ります。

【発注者チェック欄】 ①かつ②の確認、③④⑤の確認

- ① { 一体性若しくは連続性が認められる(和光市が発注した2つの工事の場合は一体性が認めれます。)
 相互に調整を要する
- ② 工事現場の相互の距離が10km以内
- ③ 既に配置している工事の発注者に兼務することの内諾を得ている
- ④ 主任技術者の資格要件
- ⑤ 工事实績情報システム (CORINS) 登録状況

様式2 (和光市建設工事における技術者の専任に関する取扱要領)

専任を必要とする 監理技術者
主任技術者 の兼務届出書

令和 年 月 日

和 光 市 長 あて

住 所

受注者

氏 名

下記のとおり、同一の専任の 監理技術者
主任技術者 が工事を兼務したいので届け出ます。

記

| 監理技術者・主任技術者氏名 | | | | |
|-------------------------|-------------------------|----------|-----|-------------|
| 随意契約した追加工事 | 専任・非専任の区分 | 専任 | 非専任 | ※どちらかに○をつける |
| | 工 事 名 | | | |
| | 工 事 場 所 | | | |
| | 契 約 金 額 (税 込) | | | |
| | 工 期 | 令和 年 月 日 | から | 令和 年 月 日 |
| | 現 場 代 理 人 | | | |
| | 発 注 者 | | | |
| | (工 事 担 当 課 等) | | | |
| | (工 事 担 当 者 、 電 話 番 号) | | | |
| 既に契約している当初工事 | 工 事 名 | | | |
| | 工 事 場 所 | | | |
| | 契 約 金 額 (税 込) | | | |
| | 工 期 | 令和 年 月 日 | から | 令和 年 月 日 |
| | 現 場 代 理 人 | | | |
| | 発 注 者 | | | |
| | (工 事 担 当 課 等) | | | |
| (工 事 担 当 者 、 電 話 番 号) | | | | |

注(1)本届出書は、契約締結時に提出してください。

(2)本届出書を提出する工事は、当初請負契約を締結している建設工事に不随する随意契約建設工事です。

- (3)既に配置している工事の発注者に、兼務することについて内諾を得て提出してください。
- (4)本届出書の提出の際に、既に配置している工事の工事内容を提示してください。
- (5)本届出書を提出し発注者が確認をした後に、既に配置している工事の発注者に対して本届出書の写しを提出してください。

【発注者チェック欄】

- ① 監理技術者又は主任技術者の資格要件
- ② 工事实績情報システム (CORINS) 登録状況